

一般質問



原 浩三 議員 (み・無)

生活保護と不正受給について

①生活保護は、最低限度の生活を保障し自立を助長することが目的だが、生活保護費でパチンコ店等に行く人もいるらしいなどと意見を頂戴することもある。区内における近年の不正受給件数や総合計金額、個別の金額は。②不正受給摘発の方法は。③具体例は。④専門部門としての職員数は。⑤返還金額は。

健康福祉事業部長 ①平成21年度12件、22年度6件、23年度13件で、合計約2千677万

孤立世帯と高齢者について

円だ。金額別では100万円未満22件、100万円以上200万円未満6件などだ。②開始時に預金通帳等の確認を徹底し、金融機関等に資産調査を行う。開始後も適宜行う。③就労による申告外の収入などだ。④課全体で取り組んでいる。⑤3年間で約629万円、未返還の金額のほとんどが分割返済中だ。



しながわ水族館アザラシショー

情報公開と個人情報保護について

①情報公開制度は、区が有している公文書の開示を要求する区民の権利を保障し、区政情報の公開を図るものと理解してよいか。②個人情報などを除き、原則開示するのか。③請求件数、全部開示、部分開示等の件数は。④推移や傾向は。⑤自己情報の開示の請求件数と決定件数、不服申し立て件数は。⑥セキュリティ

①実態調査によると、区には現在70歳以上で、一人世帯の高齢者が8千300人いる。品川区を含め、都内のいくつかの自治体が食事サービスなどを行っている。隣接区では、高齢者緊急通報システムで東京消防庁や民間の緊急対応サービスやかかりつけの医療機関などへの通報もされるようだが、品川区ではどのようになっているのか。②ここ2、3年に行われる予定の施策は。③孤独・孤立世帯が増加していることへの所見は。

健康福祉事業部長

①区内20か所の在宅介護支援センターで、その方に合わせたサービスの調整をしている。民生委員の訪問等による状況確認さらに町会等を中心とした地域の支援をいただいている。緊急通報システムは、消防庁方式を平成元年、民間型を12年より導入しており、24年4月からは生活リズムセンサー機能と火災報知機を追加した。また、昨年より緊急医療キットを導入した。②公的サービスと共助型サービスの充実で孤立死防止等に取り組む。

中小企業の経営安定化と活性化について

①新設の経営安定化資金制度と経営支援資金制度との関係は。②革新的な中小企業対策のほか、視点を換え、国内外の自治体との施策協力や連携などの計画は。③開設した品川区就業センターについての意気込みや新しい施策は。区長 ①新設の制度は、区独自の支援策だ。返済期間を長期化し、貸付限度額を大幅に増額した。②都立産業技術研究センター等と協定を結ぶなど、企業のニーズに合った支援につながるよう情報提供と相談に努める。③求人戦

採択し、報告を求めた請願について

平成23年第4回定例会で採択し、区長に報告を求めた請願について、次のとおり報告があったので、お知らせいたします。

品川区私立幼稚園児保護者負担教育費軽減の請願

1. 保護者補助金の所得制限の撤廃について 保護者補助金は、保護者の負担軽減、公私格差の是正を目的に設けられたものであり、品川区としても厳しい財政状況が続く中、補助金制度の維持に向けて努力してまいりました。この制度は、幼児教育の機会を等しく確保するため、一定の所得制限の下で補助金を交付してきたのですが、景気低迷の影響により、公私立間の負担が広がりをみせております。そのため、平成22年度からは、所得制限の上限を区民税所得割額21万6千700円から26万3千500円に緩和させ、約60%の保護者を対象としました。平成24年度はさらに約65%の方が対象となるよう緩和を拡大します。引き続き所得制限を維持しつつ、十分な配慮を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

私立幼稚園の経営の安定化を図ることを目的とした私立幼稚園への直接助成金は、区の財政状況を勘案しながら、実態に沿った制度の見直しに努力してまいりました。

平成23年度から心身障害児教育事業費補助金を増額し、対象者1人につき補助額25万円といたしました。

このように、区では幼児教育推進のため、助成制度などの見直しや増額を行ってきたところですが、母の会連合会への直接助成等は、難しい状況ですので、現状の幼稚園協会への補助金を母の会連合会の事業費支援にも活用していただくなど、創意工夫していただき、私立幼稚園の振興に役立てていただきたいと思います。

採択し、報告を求めた請願について

平成24年第1回定例会で採択し、区長に報告を求めた請願について、次のとおり報告があったので、お知らせいたします。

理容所および美容所の衛生水準向上のための条例策定についての請願

・現在区内における理容所および美容所においては、理(美)容師法および同法施行規則の清潔保持および消毒の規定を遵守することで一定の衛生レベルは保たれていると考えております。区は法に基づく指導を行うことに加え、更なる衛生水準向上の観点から、従来より、器具および手指の洗い場は上下水道に接続されていることを推奨しており、区内のすべての理(美)容所で上下水道は設置されています。今後においても引き続き、店舗開設や監視の中で上下水道の設置を指導してまいります。

おしらせ

区議会では、目の不自由な方に、区議会だよりを朗読した「声の区議会だより」(CD-R、カセットテープ)を無料で送付しています。ご希望の方は、区議会事務局調査係までお問い合わせください。 ☎ 5742 - 6810

